

第5回国土交通省独立行政法人評価委員会
住宅金融支援機構分科会

議 事 録

日時：平成20年7月9日（水）10：00～12：00
場所：中央合同庁舎第3号館4階特別会議室

【瀬口民間事業支援調整室長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第5回独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方には、ご多忙の中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。私、国土交通省住宅局総務課の民間事業支援調整室長をしております瀬口でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、分科会委員8名のうち5名のご出席をいただいておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令に定める会議の開催に必要な定足数を満たしておりますことを、まずご報告させていただきます。本日、浅見委員、大森委員及び大垣委員は、所用によりご欠席でございます。

次に、本日の分科会の公開についてでございますが、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則により、独立行政法人の業務の実績評価に係る案件以外は公開することとなっております。したがって、本日の議事次第のうち「役員報酬規程の一部改正について」及び議事次第2「平成19事業年度財務諸表について」につきましては公開、議事次第3「平成19事業年度業務実績評価(第1回)」につきましては非公開の扱いとなっております。傍聴の方には、あらかじめご了承くださいと思います。なお、写真撮影につきましては、冒頭の住宅局長及び住宅金融支援機構理事長のあいさつまでとさせていただきます。あらかじめご了承ください。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。恐縮でございますが、お手元の議事次第の下の方に、配付資料一覧という形で記載させていただいております。それをごらんいただきますと、本体資料といたしまして、資料1-1から資料3-3がございます。各資料の右肩に資料ナンバーを記載してございます。それから、参考資料が参考資料1から参考資料8までございます。以上の資料をお配りいたしております。資料に欠落等がございましたら、事務局までお申し出ください。

よろしゅうございますでしょうか。

ここで、あらかじめお断りをさせていただきますが、先ほど申し上げましたとおり、本日の議事の一部は非公開といたしますことから、本日お配りしております資料につきましても一部非公開の扱いとさせていただきます。したがって、配付資料一覧のうち、資料3-1の「平成19事業年度業務実績報告書」、資料3-2の「中期計画の項目と評価区分(案)」、資料3-3の「平成19事業年度業務実績評価調書(案)」、以上3点の資料につきましては、委員限りの資料とさせていただきます。

以上、資料の取り扱いでございます。

それでは、議事に入ります前に、国土交通省及び住宅金融支援機構の出席者をご紹介します。まず、国土交通省側でございますが、国土交通省住宅局長、和泉洋人でございます。

【和泉住宅局長】 おはようございます。

【瀬口民間事業支援調整室長】 同じく住宅局審議官小川でございます。

【小川審議官】 小川でございます。よろしくお願いいたします。

【瀬口民間事業支援調整室長】 佐々木審議官につきましては、所用のため遅れております。

同じく住宅局総務課長の桑田でございます。

【桑田総務課長】 桑田でございます。よろしくお願いいたします。

【瀬口民間事業支援調整室長】 引き続きまして住宅金融支援機構でございますが、住宅金融支援機構理事長、島田精一でございます。

【島田理事長】 よろしくお願いいたします。

【瀬口民間事業支援調整室長】 以下、小神理事。

【小神理事】 よろしくお願いたします。

【瀬口民間事業支援調整室長】 中川理事。

【中川理事】 中川でございます。

【瀬口民間事業支援調整室長】 阿部理事。

【阿部理事】 阿部でございます。

【瀬口民間事業支援調整室長】 経営企画部長、池谷。

【池谷経営企画部長】 池谷でございます。

【瀬口民間事業支援調整室長】 業務企画部長、樺島。

【樺島業務企画部長】 樺島でございます。よろしくお願いいたします。

【瀬口民間事業支援調整室長】 財務企画部長、菊池。

【菊池財務企画部長】 菊池でございます。

【瀬口民間事業支援調整室長】 総務人事部長、松下。

【松下総務人事部長】 松下でございます。よろしくお願いいたします。

【瀬口民間事業支援調整室長】 リスク統括部長、安齋。

【安齋リスク統括部長】 安齋でございます。よろしくお願いいたします。

【瀬口民間事業支援調整室長】 以上でございます。

それでは、国土交通省の和泉住宅局長より一言ごあいさつをさせていただきます。

【和泉住宅局長】 おはようございます。今日は、村本先生はじめ、諸先生、大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。また、村本先生にはずっとお世話になっているんですが、今、初めて中学、高校の8年先輩ということがわかりまして、先輩の厳しいご指導のもと、的確な業務の遂行に努めてまいりたいと思っています。よろしくお願いたします。

今日は、冒頭にありましたとおり、役員報酬規程の一部改正並びに19年度の財務諸表並びに実績評価でございまして、5回目でございますが、初めての事業年度を終えた、評価に係る最初の分科会でもございます。また、ご案内のように、昨年12月に独法の整理合理化計画というようなことが決まりまして、この業務実績とか評価については広く国民の意見を聞くというようなことでございますので、今回のものを踏まえて、広く国民の意見を聞いて、次回の分科会で最終的な決定をいただく、こういった予定でございます。

また、この住宅金融支援機構は、振り返れば平成13年12月に特殊法人の整理合理化計画で独法化への方向を示されて、16年から証券化支援業務を始めて、実に昨年4月に独法にやっとなったというところで独法の議論が起りまして、これまたご案内のように、昨年12月の今度は独立行政法人の整理合理化計画においては、住宅金融について政策的な目的をより明確化した上で、組織形態について2年以内に議論して結論を得る、こういった話になっております。率直に言って、せっかく走り出したこの仕組みが、まだ市場において十分な厚みもない中で組織の議論をすることについては、担当省としてはいろいろと複雑な思いもございますが、大きな政治的な全体の議論の中で、そういった方向で議論を進めろといった閣議決定でございます。

現在、別途政策研究大学院大学の八田学長に座長になっていただきまして、住宅金融の住宅政策における役割、それに係る公的関与のあり方、仮に公的関与する場合のそういった関与を担う機関の位置づけなどについて議論いただきまして、近々1期目の論点整理ができる予定でございますので、これにつきましても幅広く国民の意見を聞いて、またこの分科会の場でもご披露して、諸先生方の意見を十分反映して、その閣議決定についても対応を図ってまいりたいと思っています。いずれにしましても、この分科会でのご指導を賜りながら、独立行政法人としての効率的あるいは適正な業務を遂行するのが最大の使命でございますので、どうかよろしくお願いたします。

【瀬口民間事業支援調整室長】 次に、独立行政法人住宅金融支援機構の理事長、島田精一より一言ごあいさつをさせていただきます。

【島田理事長】 委員の皆様には、ご多忙中のところご参集いただきまして、ありがとうございます。

私ども住宅金融支援機構は、ご案内のとおり、昨年4月に新たに独立行政法人として発足したわけでございます。したがって、本日は独立行政法人住宅金融支援機構としての初年度の財務諸表及び業務実績についてご報告させていただきます。まず、財務に関しましては、当機構の業務の柱となります証券化支援業務につきましては33億円の当期損失を計上しております。これは、平成15年度に事業を開始して以来、依然として十分な事業量には達していないことが主要因でございますが、当期損失の幅は昨年度より縮小しております。今後も黒字化に向けて努力を続けていく所存でございます。業務実績に関しましては、証券化支援業務の買取型につきましては約3万8,800戸、保証型につきましては約3,400戸の実績となっております。また、MBSの発行につきましては、フラット35に係るものを8,570億円、既往の貸付債権に係るものを1兆4,000億円発行いたしました。これは、平成19年度に発行された我が国のRMB S、日本語では住宅ローン担保証券と呼んでいるようでございますが、RMB Sの発行額全体の約7割を占めております。

このような業務実績となっておりますが、長期固定金利を必要とされる潜在的なニーズを踏まえ、フラット35にはまだ伸長の余地が残されていると認識しているわけでございます。これは、住宅市場の冷え込みなど外的要因による影響もございりますが、フラット35が、お客様や住宅事業者の皆様はまだ十分認知されていないということや、あるいは手続が面倒だという印象が、残念ながら国民の皆様はかなり浸透しているということも原因ではないかと考えております。当機構といたしましては、今後経済環境あるいは住宅市場、証券化市場の変化に的確に対応しつつ業務を推進するというのが一番大事でございますが、それよりましてフラット35の認知度の向上や審査期間の短縮、手続の簡素化など、お客様本位の視点での改善に積極的に取り組んでまいりたい所存でございます。また、自立した金融機関として内部統制やリスク管理にかかわる体制整備を充実することは当然でございますが、さらに民間金融機関では比較的困難な長期固定金利型住宅ローンを継続的、安定的に提供できる基盤をつくりたいと考えている次第でございます。

今後とも委員の皆様におかれましては、私ども住宅金融支援機構に対しご指導、ご鞭撻

を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【瀬口民間事業支援調整室長】取材のカメラ撮りについて、本来ですとここでコメントするんですが、本日はいらっしゃらないようですので、このまま続けさせていただきます。カメラ撮りの方、もしいらっしゃいましたらここまでとさせていただきます。

本日の議事は、お手元にお配りしております議事次第のとおりでございますけれども、議事録につきましては、昨年同様、本日の分科会資料をはじめ、議事録につきましても委員にご確認をいただきました上で、議事要旨とあわせて国土交通省のホームページに公表させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。ここからは村本分科会長、よろしくお願い申し上げます。

【村本分科会長】村本です。よろしくお願い申し上げます。

きょうは3点の議事がございますが、最初2つ議事を行った後、少し休憩を挟んで、最後に実績評価をする、そういうスケジュールでございます。

それでは、最初の議事で「役員報酬規程の一部改正について」という審議ですけれども、今回の変更について、まず、住宅金融支援機構から説明してください。

【松下総務人事部長】住宅金融支援機構、総務人事部長の松下でございます。

それでは、役員報酬規程の改正案について、資料1に基づいてご説明いたします。本改正案は、特別地域手当という、機構の規程、役員報酬の形になっておりますが、これは18年度の国家公務員に新設された地域手当を機構の特別地域手当に導入しているものでございます。当時国家公務員に導入されたこの地域手当は、地域によって官民の賃金水準が大分違う。地域によって、官が高く、民が低いという問題を地域間配分を見直すという形で導入されました。そのときに、18年度どういう形で国家公務員で導入されたかといいますと、民間賃金の低い地域を考慮しまして、俸給水準を、6.7%引き下げる。それを財源にしまして地域手当を新設しているわけですが、民間賃金が高いところに3%から、地域によっては18%の地域手当を支給していく。それを、18年度から22年度の5年間かけて段階的に引き上げていくというものでございます。これを、独立行政法人が昨年度設立されたときから、我々の役員報酬の規程に導入しているものでございます。

この資料に基づきましてお話ししますと、昨年度機構ができましたときに、東京特別区14%という形で特別地域手当を導入してございます。それからもう1つ、大阪市におい

でも12%という形で導入しております。今般国家公務員のほうで、この4月1日にその地域手当が16%に、あるいは13%に上がったことを踏まえまして、機構の役員報酬についても、それに倣う形で特別地域手当を14%から16%に、12%から13%に上げるという形での改正の内容になってございます。※印の3のところを書いてございますように、今、我々機構の役員はすべて東京に在勤しておりますが、18年度に大阪に在勤していたものですから、一応規程としては16%、13%の2地域に導入した形になってございます。改正の理由は、先ほどもお話ししましたが、国家公務員における地域手当の支給割合について、20年4月1日から上記改正内容と同様に改正されたことに伴うものということでございます。適用時期は、今年4月1日、遡りになりますが、そちらから適用したいという案でございます。

資料の次の1-2でございます。これは、現在の役員報酬規程でございますが、その中で最初のページの下のほうにアンダーラインが引いてございます。東京特別区100分の16、それから大阪市100分の13、このところをこういう形で、資料1-1に書いてありますように、14を16に、それから12を13にという形で変更していくということと、もう1つ、最後のページをごらんいただきますと、附則の(イ)、この規程は、平成20年4月1日から適用するということでございます。規程の中身は、以上の3カ所が変わるということと、それから趣旨につきましては、今、ご説明いたしましたとおり、所用の改正をしたいと思っている次第でございます。よろしく願いいたします。

【村本分科会長】 ありがとうございます。

ただいまのご説明に関して、何かご質問等ございますでしょうか。役員の報酬規程ですから、これで構わないのですが、参考にとということで、職員の方も同じように変わるわけですか。

【松下総務人事部長】 職員は、19年度に公庫から機構に移行することに伴いまして、給与水準を5.03%だけ引き下げております。それを一気にやったものですから、段階的な適用ではなくて、特別都市手当を、本俸を引き下げたことに伴い、地域手当の最終支給割合相当を適用しています。

【村本分科会長】 今の件は、直接に関係ないんですけども、一応確認ということで伺ったところでございますが。

何かございますか。特になければ、今の改正を認めるということになると思います。独立行政法人の役員に対する報酬というのは、独法の通則法によって規定されていまして、

62条と、あるいは52条、53条の規定に従うということになっているわけでございます。いただいたご意見を踏まえて、後日機構から国土交通大臣に対して、今の規程の改正の届け出というのがなされるわけですが、その場合には、大臣より当分科会に対して通知がなされます。その通知に対して、また、意見をいろいろと述べることができるということになっているわけですが、きょうご意見いただいたということで、その申し出は特段しないということで扱わせていただくということにさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、最初の議事につきましては、原案どおりご了承いただいたという扱いでさせていただきます。

引き続きまして第2番目の議事ですが、「平成19事業年度財務諸表について」という案件についてご説明をいただきたいと思っております。この案件は、通則法の38条に基づきまして、国交省大臣は財務諸表の承認について、評価委員会の意見を聞くこととなるということにされておりますから、こちらから意見を申し上げることになるわけでございますが、まず、ご説明を機構からお願いしたいと思います。

【菊池財務企画部長】 住宅金融支援機構、財務企画部長の菊池でございます。私から、資料2を中心に財務諸表をご説明させていただきます。

まず、お手元の資料、パワーポイントと、クリップを外していただきますと貸借対照表、円単位のものでございます。まことに申しわけございません。これは細かうございまして、このパワーポイントのA4の横で、この資料を中心に説明させていただきます。

では、お手元の資料、表紙をおめくりいただきますと、1ページでございます。1ページ、まず、ポイントを簡単にご説明させていただきます、それから各事業の状況についてご説明させていただくと考えております。まず、19年度の財務諸表の作成に当たりまして、ここには書いてございませんが、6月26日に監査法人及び監事から、先ほどお配りした資料の参考資料5のとおり、適正に作成されているものという形で、監査の意見などをいただいております。

では、ご説明させていただきます。まず、ポイント1、一番上の箱でございますが、先ほどもございましたように、住宅金融支援機構設立後、独法としての初の年次決算でございます。この決算に当たりましては、企業会計原則に近い独立行政法人会計基準ののっとって処理しているということでございます。

それから、第2点目でございます。また後ほど出てまいります、やはり債務を圧縮するということで、負債につきまして5兆円の債務を圧縮したというものでございます。

次に、第3点目でございます。旧公庫時代の貸付金を管理いたします既往債権管理業務を除いた4勘定において、124億円の当期利益金を計上しております。この4勘定と申しますのは、中期計画の収支目標になっている勘定でございます。また、この4勘定のうち保証協会継承業務を行っている事業につきましては、82億円の当期利益を計上しているという状況になっております。

第4点目でございます。自己査定基準を厳しくしたことによりまして、貸倒引当金の繰り入れが増加したことにより、既往債権管理勘定におきましては1,693億円余の当期損失金を計上いたしました。後ほど各勘定においてはご説明いたしますが、他の勘定で融資保険勘定、財形勘定、貸付等勘定におきましては、当期においては利益を出しました。それから、先ほども理事長のあいさつにございましたように、証券化支援勘定33億円の赤字、既往債権管理勘定は損失、やはり既往債権勘定が相当な法人全体の占める割合が高うございますので、1,693億円と高うございまして、法人全体といたしましては、1,569億円の当期損失を計上したという状況でございます。

それでは、2ページ以降から個別にご説明させていただきます。まず、お手元の資料2ページでございます。法人全体の損益の状況ということでございます。ここで見ていただきますと、法人全体のこの下のほうの表でございますが、左側の経常収益、資金運用収益というような大宗が貸付金の利息でございまして、1兆3,400億円余、それから右側の経常費用につきましては、資金調達費用ということで、主に財投からの借入金利息及び債券の利息でございまして、1兆3,600億円余、それにつきまして大体139億円のマイナス、それからその下のほうにございます旧協会の関係の事業でございますが、左側の保険引受収益、団信の特約料1,228億円、それから右側の保険引受費用、弁済金などが中心で、これにつきましても151億円の赤という状況でございます。それぞれ経常費用として、それからこの下のほうにございます貸倒引当金繰り入れ1,740億円を計上いたしまして、先ほど申しましたように、法人全体としてこの左上の経常費用の上のほうに書いてございますように、1,569億円の当期損失を計上したという状況でございます。

引き続きまして、3ページから個別の業務の損益状況でございます。まず、3ページ、証券化支援事業の損益の状況でございます。見ていただきますと、この証券化支援事業は、やはりフラット35、買取が中心でございまして、この証券化支援事業のフラット35は、

スキームといたしまして債券発行等の初期費用を30年間で回収する仕組みという形になっておりまして、先ほどもございましたように、やはり十分な事業量を確保できていないため、今年度におきましては、表の左側のほうに経常損失というのを5億円を計上いたしました。さらに、右のほうに書いてございます特別損失金というのが28億円ございます。これにつきましては、退職給付の勘定間の異動に伴う繰り入れという形で28億円計上した結果、当期損失金として33億円というトータルの当期損失金を計上したという状況でございます。また後ほど他の業務にも出てまいります、退職給付につきましては、特別損失及び特別利益という形に計上しておりますが、それにつきましては開始時点の引当金計算を18年度末の人員配分に基づいていたしたものですから、19年度中の人員異動を、反映した形で勘定間の繰り入れ及び戻し入れというのが生じたということ、この項目においてご説明させていただきます。これが、3ページの証券化支援業務です。

次の4ページでございますが、これは、今の勘定の中をセグメント計上しなさいと言われております。上に書いてございますように、債権譲受業務（買取型）、それから保証業務（保証型）という形でございます。それで、この中、大宗が買取型でございます。保証型につきましては、始まって2年ということで、まだ費用を賄える状況になっていないということで、4ページの右のほうの保証業務でございますが、経常損失として1億円を計上したという状況でございます。

続きまして、5ページをおめくりいただきたいと思っております。5ページでございます。住宅融資保険事業の損益の状況でございます。この業務は民間住宅ローンに対する保険事業でございます、保険料である保険収入と保険金である右側の保険引受費用がほとんどでございます、この勘定においては経常利益として、右側に書いてございます1億円、特別利益として2億円を計上しました。これは、先ほど申しました、注書きを入れておりますように、退職手当引当金の戻し入れがあったということで3億円の利益を計上したというものでございます。

引き続きまして、6ページをお開きいただきたいと思っております。この6ページは、財形住宅貸付事業の損益の状況でございます。まず、財形住宅の貸付事業におきまして、資金の調達でございますが、民間からの借入金及び債券で資金調達を行っております、あと、変動金利により貸し付けを行っていることによりまして、一応事務費等々のスプレッド0.69をいただいております。このため、この勘定におきましては安定的な収支構造という形になりまして、ここに書いてございますように、右の上、今年度は当期総利益として6

0億円計上したというものでございます。ただし、残高としましては大体1兆1,000億円ということになりまして、新規融資もだんだん減少してまいりまして、やはり縮小傾向にもだんだんなってきたというのが現状でございます。

引き続きまして、7ページでございます。貸付事業等の損益の状況でございます。まず、この業務は唯一財投からお借りしている災害融資、あと、賃貸貸付等の直接融資業務と、協会から継承した業務を行っているものでございます。また後ほどセグメントでご説明しますが、この勘定で全体で見させていただきますと、当期総利益として94億円の利益を計上しております。

この中身につきましては、旧公庫、旧協会という形で、この勘定においてもセグメント管理をしると言われておりますので、8ページでご説明させていただきます。8ページの左側が住宅資金貸付業務というものでございまして、貸付業務は平成17年度以降における業務を計上している関係上、事業量がまだ全体の費用を賄えないという状況にあります。そのため、経常損失として30億円を計上いたしました。それから当期利益といたしまして、12億円となっておりますが、先ほど申しました退職給付引当金の戻し入れ益という形が出ております。左側に書いてございますように、特別利益42億円を計上しているわけでございます。

次に、右側の協会承継業務でございます。この協会承継業務におきましては、弁済金等の保険引受費用、ここに書いてございますように、右側の保険引受費用が、特約料で入ってくる運用、保険引受収益を上回っているために、この表の一番上の経常損失といたしまして141億円の経常損失となっております。ただし、この勘定におきましても求償債権及び保証債務の貸倒引当金という計上をしております。その戻し入れがございました。それが、この経常収益のところの上に書いてあります特別利益84億円、これを戻し入れにより84億円でございます。あと、この事業におきましては団信事業の中で目的積立金を計上して、それを取り崩すという形になっておりまして、特別利益の上に148億円取り崩しというのがございます。目的積立金につきましては、協会から機構が承継するに当たって団信事業にあてるために、主務省と協議いたしまして、額を3,643億円という形で目的積立金というのを承認をいただきまして、団信の赤が出た場合、そこから優先的に取り崩すということで148億円を取り崩しております。その結果、ここの当期総利益といたしまして、この82億円を協会部分においては計上したという状況でございます。

引き続きまして、9ページでございます。9ページは、既往債権管理業務の損益の状況

でございます。この業務は、平成16年以前の受付をいたしました旧公庫時代の貸し付けを全部含んでおります。勘定規模ですと、機構全体の資産の約86%を占めるという大きな勘定でございます。下のほうの資金調達費用でございます。これは、右側でございます資金調達費用1兆2,900億円余となっておりますが、これは、主に財投資金でございます。それから左側の資金運用収益でございますが、これは貸付金による貸付金利息ということで、まだ資金調達費用のほうが上回っているという状況でございます。さらに貸倒引当金の繰り入れなど、その他経常費用に表示しておりますように1,758億円を計上したことによりまして、この勘定といたしましては1,693億円の当期損失を計上したというものでございます。

この引当金が増加した理由といたしまして、保証協会業務を継承したことによりまして不良債権の代位弁済が受けられなくなったこと、このために、延滞債権が減少しなかったということでございます。それから、金融庁や監査法人などの指摘を踏まえまして、自己査定を厳格化したというものでございます。ちなみにどういう形で厳格化したかと申しますと、例えば税の滞納とか競売があったとか、そういう場合においては実質破綻先と認識するとか、評価するに当たりまして、建物の担保を、今まで60%だったのを55%に見直したとか、また、債務者のキャッシュフローを十分見るようにしました。そういうことをしたことによりまして、引当金が増えたというものでございます。先ほど申しましたように、法人全体の損益がこの既往債権管理勘定によって最も影響を受けるという状況でございます。

この9ページまでが、各業務の損益の状況でございます。

お手元の10ページをお開きいただきたいと思っております。この10ページからが法人全体の資産の状況でございます。まず、資産でございます。これは開始貸借対照表と今回の貸借対照表、年度末の比較をしております。上から2番目の買取債権のところを見ていただきますと、開始が2兆400億円余、買取が2兆7,800億円余ということで、買取債権については7,300億円余増加しております。ただし、ご承知のとおり、融資事業から事実上撤退している関係上、繰り上げ償還によりまして貸付金が43兆6,000億円余から39兆3,700億円余という形で4兆2,000億ぐらい減少いたしております。トータルといたしまして5兆1,000億円の資産の減、縮小したという状況でございます。

引き続きまして、11ページでございます。11ページは、負債の状況でございます。まず、先ほど申しましたように、融資の撤退に伴いまして、負債に関しましてもまた財投

への資金の繰り上げ償還ということを積極的にやりまして、負債の圧縮に努めているわけでございます。それによりまして、開始のときには借入金で3兆9,000億円余だったのが3兆2,700億円余ということで、6兆6,000億円という形の負債の減でございます。またMBSを発行しておりますので、先ほどありましたように1兆9,000億円増となっております。それで、法人全体といたしまして5兆円の負債の減という状況でございます。

引き続きまして、12ページでございます。純資産の状況でございます。これまで各事業でご説明いたしました損益の関係を、純資産の部として示したものでございます。法人全体では、剰余金、右のほうでございますが、1,716億円減少いたしました。証券化支援勘定で660億円の出資金を19年度に頂いておりますので、トータルといたしまして、真ん中に書いてございますように1,056億円の減少という形でございます。それで、下のほうのグラフを見ていただきますと、各勘定ごとに、上のほうの青い棒が出資金の額でございます。開始のときは2,537億円でございますが、年度末におきましては、証券化支援勘定に660億円入りまして3,197億という形になります。それで、先ほどの損益の状況を、この下のほうの斜線なり、そのグラフで計上しているわけでございます。既往債権勘定を見ていただきますと、開始のときは3,591億円という状況でございますが、決算におきましては5,280億円、先ほどご説明しましたように1,693億円という状況で、トータルといたしまして1,056億円の減少という状況でございます。

引き続きまして、13ページがキャッシュ・フローの状況でございます。この左側のところでございますが、期首におきまして1兆7,000億余のキャッシュで業務を始めたわけでございますが、業務活動における貸付金の回収など3兆3,000億円余のキャッシュの増加となりましたが、財政融資資金の繰り上げ償還などによってキャッシュが4兆6,000億円ほど減少いたしました。そのため、最終的に設立に比べまして資金は1兆4,000億円減少いたしました。期末の一番右の欄でございますが、2,700億円という形になっている状況でございます。

以上、大変駆け足で申しわけなかったのですが、財務の状況について、私からご説明をさせていただきました。

【村本分科会長】 ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

【吉野委員】 証券化支援業務というのは、大体どれくらいの規模になれば赤字にならな

い予定でいらっしゃるのか教えていただきたいんですけども。それで、そうしますと、あと何%ぐらい増やす必要があるのか。それが第1点です。

それから8ページのところで、今回いろいろ退職給付引当金の戻し入れとか、それから両方の勘定で、あと目的積立金取り崩しなどをやられているんですけども、これ、やはり今後もしこういう赤字であれば、どんどん同じように続けるのか、これが一回限りのことなのか、その2点教えていただければと思います。

【池谷経営企画部長】 それでは、まず1点目にご照会いただいた件でございますけれども、証券化支援事業につきまして、お手元の資料の3ページをご覧くださいと思います。今年度の決算の関係では経常損失5億円ということでございますけれども、全体として証券化支援事業の、右側でございますけれども、経常費用が、全体を含めまして、発行経費も全部含めましてですが、人件費や発行経費を含めて697億円ということでございます。我々証券化支援事業で、今、やってございますフラット35という商品では0.65%のスプレッドでございますので、この部分を大体賄えるというのは、目の子で言って、大体残高が10兆円が目途かなと考えてございます。そうしますと、10兆円となりますと、今のところ残高ベースでは2.8兆円ぐらいでございますので、およそ7兆円ぐらいまだ積み増していかなければいけないというところでございまして、これが中期計画の目標でございますし、我々としても、そこを目指しているところでございます。足元の実力といたしましては5万戸弱ぐらいの水準でございますので、この7兆円をこれからどういう形で、単年度収支黒字に持っていかというところでございますけれども、足元の融資しております金額の1戸当たりの単価などを考えますと、大体8万戸ぐらいのペースでいかないと、1期中には黒字が難しいというような状況、目の子でいきますと、こんな状況でございます。そういたしますと、今よりも3万戸ぐらいペースを増やすような形で進めてまいらなければいけないかなという、6割増しぐらいかなと考えてございます。

証券化の関係については、以上でございます。

【菊池財務企画部長】 引き続きまして、よろしゅうございますか。まず、最初に退職手当の繰り入れ、繰り戻しというものでございますが、先ほどご説明しましたように、開始に当たりまして、18年度末の各勘定に張りついた人員で一応計算したわけでございます。しかし、いろいろな事業の進捗等によりまして、勘定間の人的人事異動をしております。それで、結果的に19年度末において繰り入れ及び繰り戻しをしなくてはならなくなったという状況。これは、単年度限りだと思います。年度途中によほど大きな人事異動がない

限り、勘定間の異動がない限り、そう変わるものではないということでございます。単年度でございます。

それから、後段の団信の目的積立金の取り崩しでございます。これは、団信の目的積立金、団信に赤字が出た場合に優先的に取り崩してあてなさいという形でございまして、事業によって、その年によって赤字が出れば、やはり事業進捗によって団信事業において赤字が出れば、そこから取り崩すという処理をするということになると思います。

【吉野委員】 目的積立金の額というのは、どれぐらいになっていますか。

【菊池財務企画部長】 開始のときに承認をいただきましたものが3,643億円でございます。それで、今年3,643億円から、先ほど言いました148億円を取り崩したというものでございます。

【村本分科会長】 今の積立金ですけれども、勘定間の調整はできないようになっているのですね。どこかで赤字が出たら、それを埋めるということとはできない。団信のところだけしか使えない。そういうことですね。

【菊池財務企画部長】 そうです。勘定ごとに経理しろという形になっておりますので。

【村本分科会長】 そうすると、共通費みたいなものはやはり勘定ごとに按分していくわけですね。

【菊池財務企画部長】 はい、そうです。

【村本分科会長】 そうすると、先ほどのような話が出てくると。退職給付引当と。わかりました。

それと、テクニカルなことで、最初におっしゃった、監査法人の承認日が6月26日ですよね。で、主務省に出したのはいつですか。

【菊池財務企画部長】 27日にご提出させていただきました。役員会を経まして。失礼しました。

【村本分科会長】 3カ月以内に出さないといけないというのが通則法にありまして確認させていただきました。

【菊池財務企画部長】 ちょうど4月から、4、5、6と。で、6月27日ということ。

【村本分科会長】 はい。

他にいかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

【後委員】 先ほどのご質問にあった証券化支援事業のところ、当初のものよりも事業量自体が、認知度が低い等々の理由で達していないというご説明だったんですけども、

事業量が足りないからこういう結果なんだろうというのは、見るとわかると思うんですが、なぜそうなのかというところの理由を。また、その原因に対して、どう対処していくかということをもう少しお伺いしたいというのが1点と、それから、詳しいほうの資料のほうなんですが、今、ざっと見せていただいて、監査報告書がないので、見当たらないので、どこにあるのかということ。

【菊池財務企画部長】 申しわけございません。監査報告書は参考資料の5に、監事の意見と、その次に監査法人の報告書がとじられております。参考資料5でございます。すみません。

【後委員】 これについて、意見が出ているようなんですが、先ほど少し口頭でございましたが、その意見と、それからそれに対してどういうふうになされたかというご報告をいただきたいというのが2点目と、それから3点目に、今、特定関連会社ですとか関連公益法人等の透明性ということが問題になっているかと思うんですが、ページ数がないので、あれなんですが、詳しいほうの財務資料の後ろから8枚目ぐらいに、これはいずれも小規模なので、影響をあまり及ぼしていないということだったんですけれども、そういった特定関連会社等について、それだけピックアップして、ざっとご報告いただきたいということです。

以上です。

【村本分科会長】 どうぞ、お願いします。

【池谷経営企画部長】 それでは、今、ご質問いただきました、まず1点目の証券化事業の今の事業の状況についての分析でございます。先ほどご説明の中で、潜在的なニーズというのは、私ども調査部門でいわゆる市場のニーズ調査をとってございまして、その潜在的なニーズからいきますと、全期間の固定金利のニーズというのは、年度によって違ってまいりますけれども、6割前後のニーズがございまして。そういう意味では潜在的なニーズがあるというふうに、我々としては考えてございまして、年度の計画、中期計画では、一応買取として、枠として11万戸でございまして、また保証型として1万戸、12万戸の計画を持っているわけでございますけれども、足元の状況としては、潜在的なニーズはあるんですけれども、実際にローンを組まれる方についてはかなり若年化しているというか、一次取得層の方が実際にローンを組むときは、できる限り低い金利のローンを組みたいというニーズがございまして、どうしてもいろいろな金融商品、今、民間の金融機関さんからいろいろな商品が出てございまして、そういった部分でいくと、長期固定でも大体10

年固定ぐらいで十分ではないかというふうにお考えになるようなお客様がいらっしゃるというふうにご考えてございます。

そうはいいましても、我々としては認知度向上も含めて、これから普及については努めてまいりたいと思っておりますし、なおかつ理事長からお話がありましたけれども、手続の改善ですとか、我々のできる商品改善、こういったところについて、引き続き関係するところとターゲットを絞りながら個別に事業を展開してまいりたいと考えてございます。

それから、2点のところは後にしまして、3点目の質問のところ、財務諸表の附属明細で特定関連会社ということで、詳細についてのご説明ということでございますが、こちらの貸借対照表の財務諸表の後ろ側に、ページ数が書いていないので、あれですけども、特定関連会社、特定関連公益法人に関する明細というのがございます。そこで、私どもとしましては、独法として初めて関連会社の決算の附属明細を公表するわけでございます。

【後委員】 何枚目ですか。

【池谷経営企画部長】 18枚目でございます。番号として18番とナンバー打ってございまして、特定関連会社、特定関連公益法人等に関する明細というところでございます。私どもの機構は出資機能というのはございませんので、そういう意味では機構が出資しているような法人はございません。ただ、独法会計基準等々に照らして、あと、監査法人等の意見もいただきまして、人的関係のあるところについては特定関連会社ないしは関連公益法人という形で、今回一緒に公表させていただいている内容でございます。取引の内容につきましては、次の次のページのところに、機構との取引状況について書いてございます。こういったところについては、特に我々としては③にございますような形で、我々の関連会社のところについて、そういう意味では随意契約の内容がかなり多くなってございますけれども、私どもも一般競争入札など競争性のある契約体系に移行するというところについては、後ほどご説明させていただこうと思っておりましたけれども、とりあえず19年度の決算のところでは、こういう形で、取引についても随意契約の多い内容になってございます。この分につきましては、これから競争性のある契約に、取引関係に、そういうふうな形で取り組んでいきたいと考えてございます。

【菊池財務企画部長】 では、引き続きまして監査法人の関係でございます。参考資料5をお手元にお出しいただければと思います。

まず、資料5の1枚目が監事からの意見でございまして、監査の結果ということで、正しく表示されている。1から4までございまして、この結果です。監査法人におきまして

は、それをめくっていただきますと、あずさ監査法人からの監査報告書ということでございます。下のほうに、「監査法人の意見は、次のとおりである」というのが書かれてございます。(1) 独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援勘定、住宅融資保険、財形住宅資金貸付勘定、次の貸付等勘定、それから既往債権勘定、並びに法人全体の財務諸表が独立行政法人会計基準及び我が国の一般に公正妥当と認める会計基準に準拠して正しく表示されています。それで、各勘定における利益の処分、損失の処理については、法令に適合しているものと認める。それで、事業報告書は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示していることを認めます。(4) 各勘定に係ります勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、決算の状況を正しく示しているという形のご意見をいただいている。省きまして、すみませんでした。

【後委員】 ありがとうございます。

では、先ほどの2点目の関連会社ですとか関連公益法人等の今後の取り組みについては、事業報告のほうでなさるといふふうに考えてよろしいのでしょうか。それから、これらのものについて発注総額はどのぐらいかというのは、どこでわかりますでしょうか。

【池谷経営企画部長】 先ほどの18枚目、19枚目でございますけれども、その(4)の③のところ取引の金額のところを書いてございます。金額的にいきますと、株式会社エイチ・ジ・エスが3億3,800万円の取引でございます。あと、システムの関係会社でございますけれども、HS情報システムズでございますが、これが108億9,700万でございます。それから住宅債権管理回収機構でございますが、これは30億6,200万円でございます。

【後委員】 これは3つだけを書いてあるんですが、今おっしゃっていただいたんですが、他にいろいろあるかと思うんですが。

【村本分科会長】 下の2つの法人もそうなんでしょうか。

【池谷経営企画部長】 失礼しました。今のは、特定関連会社のところございまして、関連公益法人のところにつきましては2団体ほどございます。財団法人住宅金融普及協会というところがございますけれども、機構との取引の関係については5,300万円でございます。あと、財団法人首都圏不燃建築公社というところがございますけれども、これについては、機構の発注の取引はございません。

【後委員】 では、今おっしゃっていただいた4件が発注しているすべてというふうに考えていいですか。

【池谷経営企画部長】　そうでございます。

【後委員】　他の公社ですとか、そういうところは何も発注していないということですか。

【池谷経営企画部長】　いわゆる関係会社というか、そういう関係の範疇では以上でございます。

【後委員】　どうもありがとうございました。

【村本分科会長】　他にいかがでしょうか。どうぞ。

【角委員】　財務諸表自体に対する質問ではないんですけども、この機構さんが、例えば人件費とか、いろいろ諸経費がかかりますけれども、それはどこから払っているんですかという言い方は変ですけども、諸経費にかかるお金の出所というのは、実質どこなんですか。普通の民間会社でしたら、まさに自分で稼いでという、ある程度利益を出して、そこからという話ですけども、今、拝見していると、どこからそのお金が出ているのかなというのがちょっと不思議なもので。

【菊池財務企画部長】　まず、証券化支援勘定以下の既往債権を除く勘定につきまして、これにおきましては、この経常収益、例えば3ページの経常収益、経常費用と、自分たちで調達し、かかった金を賄っているということです。既往債権勘定につきましては、まず、公庫時代で補給金をいただいております、先ほどご説明しましたように、調達費用より貸付費用のほうがまだ利率が低いということで、逆ざやになっております。それで、まだ補給金をいただいているという状況です。それで、人件費などを賄っているということでございます。既往債権勘定におきましては、先ほど申しました、今後だんだん繰り上げ償還などをさせていただきまして、貸付金金利が調達金利を上回るようにして、独自で収益を賄えるように構造変革をするように努力している途中でございます。

【島田理事長】　もうちょっと説明させていただきますと、大ざっぱに言いますと、独立行政法人に移るに当たりまして、既往債権という、公庫時代に過去五十何年間に貸したのが、大体最長35年で貸しておりますから、これからも回収全部終わるには、ゼロになるには30年ぐらいかかります。これは、今まで新しいフラット35の証券化事業とは全然違う考え方で運営してきたもので、逆ざやになっております。この分については、人件費も含めて回収をし、債権回収をこれから30年近くやっていかなければいけないのですが、これは、いわば国の補給金をいただいて、全く別勘定でやっております。

そしてこの新しい勘定は、先ほど申しましたように、証券化事業、フラット35、それとか財形とか融資保険とか申し上げましたけれども、それぞれの勘定が手数料収入を得る

ようになっておりますので、それぞれの勘定の手数料収入で、人件費からすべての経費を出していくということで、いわばこちらの新勘定につきましては民間の企業と全く同じでございます。例えばフラット35ですと、フラット35の、例えば、今ですと2兆8,000億ぐらいの残高がございます。その2兆8,000億の0.何%というのが我々のネットの取り分になりますので、いわゆる手数料になるので、その手数料収入が、人件費も、ありとあらゆる経費の賄う財源になるわけです。先ほど申し上げた33億円赤字になったというのは、フラット35でその2兆8,000億から来る手数料で経費を賄えず、33億円の赤字になったということです。

それから、独立行政法人住宅金融支援機構法というのが、2005年の7月でございます、3年前ですから、平成17年の7月にできているわけですが、それができるときと同時に、住宅金融支援機構の新しい組織の改善計画というのがつくられておまして。それでは、中期計画1期5年の間に、平成19年度から23年度の1期5年の間に単年度黒字化をしろと。これは、新勘定のほうでございます。新勘定と既往勘定両方含めて、そういう目標が出ているわけです。旧勘定のほうは徐々に赤字が減っていくという構造になって、順調に行きますと第1期中に、これはゼロに収れんするはずでございます。既往債権の逆ざやはですね。これは、別勘定です。新勘定のほうも、これからフラット35をはじめ、その他の事業がどれだけ積み上げられるかということによって決まってくると思いますが、これもプラスを目指して、今、やっているということです。

【樺島業務企画部長】 念のためでございますけれども、今、手数料というお話がございましたのは一般的な意味でございます、いただく名目としては、例えば金利の中の構成要素といえますか、その中に入っているとか、保険料の中に入っている。そういう形でちょうどいしているものでございます。

【吉野委員】 今の関連ですが、旧勘定のほうからは人件費、物件費というのはどういふふうになっているんでしょうか。

【菊池財務企画部長】 旧勘定におきましては、まず、人件費及び業務に必要な経費及びいろいろな手数料、発行したりなどする手数料につきまして、一応、まず費用を固めます。それから、先ほど申しました、借りている、大きな財投にお返しする利息などの費用を計算します。それで、今度、お客さんにお貸ししている中から上がる貸付金利息というのを計上いたしまして、その分の差額を補給金として国からいただいているという形。それとあと、償却とか、細かいのがございますが、そういう形で補給金をいただいているという

状況でございます。それで、実質、先ほど申しましたように、収支差、金利差が逆転すれば、その事務費、人件費についても貸付金利息で賄えるというのを独法1期間中に賄えるという形にしているわけでございます。

【吉野委員】 旧勘定がだんだん小さくなりますから、そうすると、それで人員も新勘定のほうに移していくという形で考えてよろしいですね。

【菊池財務企画部長】 そういうことです。

【村本分科会長】 だから、既往勘定の債権がだんだん少なくなって、結局ゼロになりますよ。当面はまだ利息が出ていますから、国から面倒を見てもらっていますという理解ですね。

次の案件がありますので、もしよろしければ、財務諸表の件は、これでご了解いただいたという扱いでいかがでしょうか。

この1の案件と2の案件は、独法評価親委員会がございまして、その親委員会の木村委員長にご報告するということになりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事の3に入る前にちょっとだけ休憩して、3に入りますので、よろしく願いいたします。

【瀬口民間事業支援調整室長】 それでは、恐縮でございますが、5分間の休憩とさせていただきますが、休憩後の議事につきましては非公開という扱いになりますので、恐れ入りますが、傍聴の方々にはこの休憩をもちましてご退席をお願いいたします。

【村本分科会長】 時間がもったいないから、2分ぐらいにしてよろしいですか。

【瀬口民間事業支援調整室長】 では、恐縮でございます、2分間ということで。私の時計で、今、11時8分でございますので、11時10分までということにさせていただきます。

(休 憩)

【委員】 それでは、再開しましょう。議事の3番目の一番大事な実績評価の話になりますので、これについて入りたいと思います。これについては、事前に事務局からご説明があったと思いますが、独法が評価を受けなければいけないという規定になっておりますので、機構からご説明を受けた上で質疑をするということにしたいと思います。

それでは、早速お願いしましょう。

【住宅金融支援機構】 それでは、19年度の業務実績報告につきまして、私からご説明させていただきます。お手元でございますブルーのファイル、資料3-1でございます。

おあげいただきますと、ホッチキスどめしてございます部分が8ページまでの部分でございますが、ここが全体の概要でございますので、お時間の関係もございまして、こちらの部分の概要のほうで、必要に応じて、中の本文のほうの資料をごらんいただくという形でご説明させていただきたいと思っております。

それでは、お手元の資料の1ページごらんいただければと思います。まず、19年度の年度計画のIのところでございますけれども、業務運営の効率化に関する目標でございます。ポイントとしまして、2番目でございますけれども、もう議論がございましたけれども、一般管理費等の低減の目標でございますので、いわゆる5年間の中期目標の間に15%削減するという目標でございます。この部分につきまして、19年度の実績といたしましては7.9%の削減、当初の想定でございますと6.2%の削減のところを7.9%の削減ということでございます。それから(3)のところでございますけれども、経費率の関係でございます。これは、平均残高と事務経費の部分でございますので、分母、分子変動するわけでございますけれども、証券化支援業務につきましては、経費率、これも中期期間の最終年度では0.3%を目指してございます。その部分につきましては、19年度の足元の実績といたしまして0.49%ということで、これも当初の計画でございますと0.71ぐらいというところございましたけれども、0.49という実態でございます。それから、証券化支援業務以外の新勘定のところで直接融資業務、既往債権管理勘定の部分を除いた部分での経費率でございますが、これが0.35%を目指すということで、中期期間中の目標でございます。これも、実績といたしまして0.42%ということでございます。

2ページにお移りいただきまして、今も〇〇委員からご照会ございましたけれども、入札契約関係の適正化に係る取り組みのところでございます。恐れ入ります、本文の中の28ページをお開きいただければと思います。昨今のこういった私どもを取り巻く状況の中で、契約の適正化につきましては、私どもとしても対応しているわけでございますけれども、19年度の実績につきまして、私どもとして随意契約の見直し計画を実際に策定いたしましたのが12月でございますので、そこから順次可能なほうから一般競争入札に移行させていただきますけれども、19年度につきましては、こういった見直し計画を策定する前に、年度契約などはほとんど4月に既にやっておりますので、例年大体7割ぐらいが4月に契約集中してございますけれども、その部分については、既にもう契約を結んでいたということもございまして、結果といたしまして随意契約の割合としては73%、331億ということでございます。

競争性のない随意契約のもの73%についてどう取り組んでいくかというところにつきましては、29ページの右側のほうでございますけれども、これが随意契約の見直し計画でございます。少なくとも19年12月に策定した計画では、20年の1月から順次一般競争入札等に移行させていくということで足元も取り組んでございますし、どんなに遅くとも21年度には一般競争入札等々の内容についてはほとんど移行することにしまして、いわゆる競争性のない随意契約の部分については4%ぐらいまで落とすという計画でございます。先ほどご指摘ございましたように、特定関連会社3社でございます。この部分については、こういった計画に取り組む前のものが多いございましたので随意契約となっておりますけれども、この部分についても競争性のある一般競争入札等のほうに移行させていただくという予定でございます。そういう形で、足元も取り組んでございます。

2ページのほうにお戻りいただきまして、2ページの6番のところでございます。積極的な情報公開というところでございます。私ども独法になりまして、一層透明性の高い組織運営を目指すということで取り組んでございまして、我々に関します業務内容、財務状況等々につきましては、ディスクロージャー誌とか、私どものホームページ等々で公開させていただいておりますし、この部分については英語版のものも作成しまして、広く広報させていただいているところでございます。私ども取り組んでおります調査研究レポートですとか、広報関係の雑誌の内容のところですか、足元のサブプライムの問題等々、こういったものについても適宜ホームページ等々に掲載させていただいているということで、積極的に情報公開を実施しているというところでございます。

IIのところでございます。国民に対するサービスその他業務の質の向上という目標の部分でございますけれども、まず、何といたっても、一番上でございます証券化支援業務、これは、私どもの独法としてビジネスモデルを変えたところございまして、従来の直接融資から民間の金融機関がオリジネートとしていただく住宅ローンを支援していくという業務でございます。この部分につきましては、公的機関としての、①にございますけれども、融資選別の防止というところについては的確にモニタリングを実施してございますし、あと、政策的な質誘導のところにつきましては、優良住宅取得支援制度と申しまして、商品名としてはフラット35Sと呼んでございますけれども、そういったものの周知ですとか、国交省で展開しております住宅性能表示制度との連携でございますとか、これらに関します国内外の住宅ローンの商品についての情報提供、こういったものについては目標に沿って適宜実施させていただいているところでございます。

(2) の買取型証券化支援業務の新たな信用補完のところでございますけれども、いわゆるマスタートラスト方式というのがございますけれども、これは、事前に委員の皆様からご照会いただいた内容がございますので、それは別冊にして補足説明資料として用意してございますので、そのところでご説明させていただきたいと存じます。

3 ページ目でございますが、その③でございますけれども、証券化支援商品の改善の内容でございます。③でございますように、返済期間に応じた金利設定方式を導入するという目標ございましたけれども、これにつきましては、昨年の10月から、それまで35年1本の金利設定でございました商品につきまして、20年以下と20年以上に分けた金利設定については10月から実施してございます。それから、従来公庫時代には、金利については申し込み時に確定しておりました。いわゆる申し込み時金利というのをやっておりましたけれども、ご案内のとおり、証券化支援業務については国費を前提とした運営でございませぬので、これからは契約を実行したときの金利を適用するという形でございまして、その部分については、業界等々から、金利確定時期がもっと早くならないかというようなニーズがございます。こういったものについて、19年度いろいろな検討をしてございましたけれども、コスト負担の問題ですとか、ユーザーの方がどこまでコスト負担をいただくかとか等々の問題がございまして、いろいろな課題がございます。ということで、一応課題を整理してございますけれども、19年度中にこれは実現していない項目でございませぬ。いわゆる市場インフラを含めまして、中期的な課題と認識してございます。

⑤のところでございますけれども、MBSの裏付け債権に係る属性分析等々の情報公開でございませぬ。特に足元サブプライム問題で、我が国の中でもそういったところについて注目を集めているところがございますけれども、こういった部分については、もとより我々としては属性分析等々の情報公開については積極的に努めてございませぬし、こういった投資家に向けた積極的なIR活動と申しておりますけれども、国内では114件ぐらい、海外のIRも昨年からはじめまして、新規の投資家が29増えてございませぬ。

それから、その下にございませぬ(3)の保証型のところでございます。保証型の証券化支援業務につきまして、買取型が中心でずうっと業務を展開してきたわけでございますけれども、実質的に昨年度から保証型の商品が大分拡充して、新規の参入機関が増えているというところがございます。民間で行っておりますMBSのつくり方として信託受益権方式がございまして、そういったものを対象にしますとか、民間ではもう一般的に行われております借り替え融資を対象にしますとか、融資率も民間のように10割にするとか、こ

ういった見直しをしてございまして、ここの部分については保証型の実績も着実に伸びているところでございます。

その下の2番のところでございますが、融資保険業務でございます。これは、公庫時代から行っていた業務でございますけれども、その部分については、従来の保険リスクの管理の仕方について、もう少し高度化した形でモニタリングシステムを開発していくということが課題でございました。そのシステムを使いまして、さらに付保割合等に応じた付保の基準ですとか保証料率の設定に努めるというのが課題でございましたけれども、システムについては一応年度内に確定はしているんですけども、実際の運用については、料率まで反映するところについては引き続きの課題というふうに課題を残しているところでございます。

それから、その下でございますけれども、3番目の情報提供業務でございます。これは、独法として住宅金融支援機構の業務として法律上も位置づけられた業務でございまして、あまたある住宅関連情報、消費者の方が合理的な住宅ローンを選択できるような形で情報の非対称性を解消していこうという取り組みでございまして、エンドユーザーに向けましたセミナーを行いますとか、ホームページ上の資金シミュレーションの機能を充実させるとか、そういったエンドユーザーに向けたサービス、それから従来より公庫時代から行ってまいりました、私どもの技術的なハード面でのノウハウ、こういった技術ノウハウの提供につきましても、「良質な住まいガイドライン」というような冊子を策定して公表して、情報提供を展開してございます。このような取り組みがございまして、(4)、(5)のところでございますけれども、住情報提供業務に関しましては、中期目標期間中にはホームページのアクセス件数500万件を目指すという目標がございまして、19年度は390万件の目標でございますが、実際の実績といたしましては416万件のアクセス件数でございました。セミナー等の参加者に対します、いわゆる肯定的な評価を受けるということを8割を目指しておりましたけれども、この部分についても、セミナーの回答の88.4%の方から肯定的な回答をいただいたというところでございます。

その下の4番の住宅資金融通業務のところでございますが、ここの部分については、一般の金融機関では行うことが難しい分野、例えば災害融資でございますとか、密集市街地等々の合理的な土地利用の建築物の整備でございますとか、そういったものについては、引き続き機構が行うということになってございます。この部分については、災害の部分以外については市場から調達して、融資業務を展開していくところでございます。

そういった業務について行っているわけでございますけれども、5 ページ目のところで、申し込みから融資を決定するまでの標準処理期間、いわゆるサービスの質の向上の目標でございますが、一定の標準処理期間を設けまして、8 割以上、その部分で処理していこうという目標でございましたが、①から④にございます種別でいきますと、実際8 割を超えたのは①のマンション共有部分の改良融資のみということで、②以下の融資のところについては、この部分について8 割を割っているという結果になってしまいました。原因といたしましては、お客様の方から頂く書類の徴求関係にちょっと時間を要しますとか、例えば賃貸の融資であれば、とりあえず申し込んでおくけれども、着工時期はもっと先でもいいとかいう部分もございますし、民間のローンではなかなかお出ししない図面などについてもいただくような形になってございますので、書類の整備に時間がかかってございます。あと、③、④のところにつきましては、民間の金融機関のところに業務を委託してございますけれども、ご案内のような公庫の直接融資がほとんど扱いがなくなっているような状況の中で、金融機関担当の方がちょっと不慣れな部分があったりとか、我々が連絡不足で少し処理が遅かったというところで、こんな結果になりました。これについては、今年度の課題という認識でございます。

5 番目の団体信用生命保険業務のところでございますけれども、こども決算のところでも幾つか話がございますけれども、住宅融資保証協会の業務でございました。これを機構が承継している業務でございますけれども、ここの部分につきましては業務運営の一層の効率化を目指して、帳票等の削減ですとか、事務処理のメンテナンス、システム化だとかいうところにつきましては取り組んでございますが、(2)にあります長期的な安定的な制度を構築するための、必要に応じて保険料率を見直していくというところにつきましては、足元慎重に検討を行っているところでございまして、また三大疾病のローンにつきましては、既に19 年度導入いたしまして、2,000 件弱の利用実績がございます。

Ⅲの予算、収支計画、資金計画でございます。こども、さきほどの決算の説明と共通する部分もございますけれども、まず、1 番目の収支改善というところでございまして、財政融資資金、財投への繰り上げ償還2.7 兆円実施と書いてございますけれども、この中身は、既往債権管理勘定につきましては財投のほうに繰り上げ償還いたしまして、その分の借り入れの金利の負担を少し下げていって、いずれ貸付金利との差を埋めていこう、収支バランスをちゃんととっていこうという目標でございまして、これは計画どおり2.7 兆円の繰り上げ償還を実施してございます。

(2) のところがございますけれども、既往債権管理勘定以外の勘定について、これも中期目標期間中、最終年度までに単年度黒字化を目指すというところがございますけれども、結果といたしまして、19年度は、先ほど説明しましたとおり、既往債権管理勘定以外のところについては、結果的には124億円の黒字となっております。これも、先ほどあったように、勘定間異動の退職引当金の戻し入れですとか、そういった特殊要因もございまして、こういった結果になってございます。その部分については、来年以降もこれが目指せるというような足元の状況ではございませんので、引き続きの課題だという認識でございます。

2番目の繰越損失金の低減のところがございます。今、1番のところはフローでの単年度黒字の話でございまして、ストックベースで累積損失を低減するというところでは、独法2期末ぐらいに累積損失を解消するという目標でございます。この部分については、6ページ目のところがございますが、既往債権管理勘定以外の勘定に関しまして、19年度末の繰越利益金、結果として繰越利益金が出ております。3,800億円余の繰越利益金でございまして、これもほとんどが、団体信用生命保険の長期安定化積立金ということでございます。そういう意味では、この部分はいずれまた縮小していくという状況でございまして、ここについても非常にハードルの高い課題だという認識でございます。

3番目のリスク管理の徹底のところがございますけれども、ここも事前に委員からご指摘いただいた部分でございましたので、そことあわせまして、補足説明資料でご説明させていただきます。一番下のところがございます(7)のところでございますが、既往債権管理業務につきまして、リスク管理債権の残高については、中期目標の、最終年度までに2割削減を目標にしてございます。結果といたしまして、19年度は昨年より約1,000億、998億円削減しております、率といたしまして3%の削減というところがございます。それから、7ページの一番下のところがございます。2の人事に関する計画というところで、人員に関する合理化の計画でございまして、業務運営の効率化によりまして人員の抑制を図るということで、中期目標期間中に10%の削減を目指すということでございますが、19年度末で既に5%の削減という実態でございます。あわせて8ページ目の(2)でございまして、人件費の削減の目標がございまして、この部分につきましては、複線型人事制度の導入と書いてございまして、職種を分けまして、その部分については給与水準を下げるとか、賞与を0.3カ月分引き下げるとか、そういったことを行いまして、結果といたしまして8.9%の削減でございまして、

8 ページの下のほうに、以上が年度計画の目標に対する達成の状況でございますけれども、いわゆる年度計画にはございませんが、機構として自主的に改善している項目でございます。3 点ほど掲げてございます。一番上にございます、CS の向上に向けての取り組みでございますが、これについては、私どもは経営理念という形の中でつくってございまして、その中で顧客価値の創造という部分もございまして、具体的に独法になりまして、CS 向上のためのCS 行動指針を策定してございます。

それから、個人情報漏えいの取り組みのところでございます。2 点目のところでございますけれども、私どもの業務が個人情報を扱う業務でございますので、この部分についての緊張感を持って業務を運営するというので、たとえ1 件でもそういった誤送付などがあつたとしても対外的に公表していこうということでございまして、そういう緊張感を持って取り組んでいるところでございますけれども、残念ながら年間の漏えい件数につきましては、120 件ぐらいということで、まだ減っておりませんので、引き続きこの部分についての課題が残ってございます。

それから3 番目といたしまして、内部統制の強化に向けた取り組みということでございます。これは、独法としては初めてだと思いますけれども、内部統制の基本方針をこの4 月につくってございます。こういったものについても、内部統制をしっかりとやっていくということで取り組んでございます。

以上が資料3 のところですが、事前に委員の方からご照会いただいております項目で、補足説明資料という形で、資料3-1 の補足説明資料という、12 ページのホッチキスどめした資料でございます。補足説明資料の、おめくりいただきまして1 ページ目のところでございます。

まず1 点目は、中小企業者との契約の状況でございます。19 年6 月に閣議決定してございます中小企業者の受注機会の拡大に関する取り組みでございますけれども、19 年度の機構としての実績は、中小企業との契約は70.3% となつてございます。国等の目標値が50.1% ございましたので、適正に実施しているのではないかと考えてございます。

2 ページ目でございます。リスク管理体制ということで、独法として、特に40 兆近いポートフォリオを持つ機構として、リスク管理体制については課題であろうということでご指摘いただいた点でございますけれども、まず、(1) の①にありますように、信用リスク管理、これが、証券化支援業務、メインの業務は信用リスクにつきましてはすべて機構が負うという仕組みでなつてございまして、この部分につきましては、この業務に長期に

わたり重大な影響を及ぼすということで、日々の業務の中でも与信審査、延滞管理の部分、デフォルトからの回収等々につきましては的確に実施を努めているところでございますけれども、あわせて機構が抱える信用リスクについて適正に評価、計測してモニタリングしていくという仕組みを今、取り組んでございます。

具体的には信用リスクの計測につきましては、これまで公庫時代から持っております、債権のローンの状況、いわゆる経過期間別にどのくらいのデフォルトというのが生じるのかとかいうところから将来的なデフォルトの率を推計したりですとか、過去のデフォルト債権から、どのくらいの期間で回収できるのか、回収実績等につきまして、足元の実績を見ながら将来的にデフォルト債権に係る損失率を推計してございます。そうした推計で、3ページ目のところでございますが、直近の、例えば買取債権等々のリスクプロファイルと書いていますけれども、いわゆる債務者の信用リスクに係ります属性変化を踏まえまして信用コストを計測した上で、金融機関のほうに提示させていただき金利にオンさせていただき、反映させていただきという取り組みをしてございます。

②のALMリスク管理のところでございますが、これは資産、負債管理というリスク管理でございますけれども、何といたしても住宅ローンの特有のリスクとしては期限前償還リスクでございます、これは公庫時代からの教訓としても大きなリスクでございます。この部分につきましては、私どもとしては機構になりまして、負債についてはできる限り証券化する。その部分でのリスクは、できる限り市場のほうに転嫁していくという形で取り組んでございますけれども、証券化した後でもなお残存するALMリスクにつきましては、新しくALMのシステムを開発いたしまして、資産とか負債の残高のギャップのところですか、デュレーションと書いてございますけれども、いわゆる平均残存期間みたいな指標を設けまして、どのぐらいの差があるのかという分析を始めてございます。

このような計測結果につきましては、具体的商品設計に対しまして、分析手法で期間損益みたいなものを出しまして、アーニング・アット・リスクと言っておりますけれども、そういった手法を活用して提示金利に反映させますとか、あと、実際に直接融資も含めまして、超過担保部分もそうなんですけれども、市場から調達する、財投を使わずに調達するというところございまして、最適な調達割合について、我々が出す社債をどういうふうな形で、どういう年限でいくのかというようなところについても反映してございます。

4ページ目のところでございますが、一般の金融機関ではリスク資本というのがございまして、そこで充てているわけでございますけれども、私ども機構につきましては、機構

がとっております異常リスク部分について、①のところでございますけれども、予算の定める金額の範囲内におきまして、政府から出資をいただいているところがございます。さりながら我々としても機構の中で、信用リスク、ALMリスク、それからオペレーショナルリスクを含めまして、いわゆる統合的なリスク量がどのぐらいあるのかというところについて、民間でやっているようなリスク量を計測する体制について、今、準備を進めて、今年度内にはその体制を整備したいと考えてございます。

6 ページ目のところがございます。MBSの発行に関しまして、今述べた部分が、どちらかといいますとリスク管理ですので出口の管理ですが、機構としてもう1つ入り口の管理がございまして、発行コストの削減でございますが、MBSの発行手数料の引き下げにつきましては、15年度当初では100円につきまして45銭の手数料でございましたけれども、この間、5年間にわたりまして3回にわたる引き下げや、発行量に応じました料率ディスカウント方式を採用いたしまして、結果的に今、足元の実績からいきますと33銭ということで、12銭ほどの削減を実施してコスト削減に努めているところでございます。20年度につきましては、引受手数料2.5銭下げるというところについても合意いただいているというところで、この部分についても引き続き取り組んでいるところでございます。

8 ページ目のところがございますが、では、実際に我々が調達している機構のMBSのスプレッドがどうなっているかというところがございます。8 ページの中に表をつけてございますけれども、機構のMBSのスプレッド、これは国債に対しますスプレッド、国債からどのくらいの水準をのせて、我々の調達ができているかというところがございますけれども、「bp」と書いてございますが、いわゆる万分の1でございます。50であります。この部分については0.5%ということがございます。機構のMBSのところ、このピンクのラインでございます。ピンクのラインが機構のMBSの国債スプレッドのところでございますけれども、オレンジのラインがアメリカで、例えばファニーメイ債のスプレッド、それから信用リスクの指標であります。CDSインデックスは緑のラインでございます。この3月にベアスターンズの影響を受けまして信用収縮の不安が高まりました。足元のそもそもサブプライム問題で混乱している市場の中で、さらにワイドニングするという場面が一時期ございましたけれども、その後はタイトニングに転じておりまして、総じてサブプライム問題の中でも安定的な起債運営ができているのではないかと考えてございます。

9 ページ目のところでございますが、MBS の条件、起債運営のところにつきまして、今後の、直近も含めましての中身でございます。まず、①の現行のMBS の条件決定のところでございますが、この部分については、先ほど申しましたように、私どもとしては足元の調達のスプレッドを、金融機関のほうに提示いたします金利にそのままのせてございますので、できる限りスプレッドは直近のものにするというような関係、それから3 番目にありますけれども、いわゆるお客様の住宅ローンの金利の確定時期、契約した時期から我々が実際にMBS を発行して金利を確定する時期までの間、こういった金利変動のリスク期間がございまして、これをパイプラインリスクと申しておりますけれども、この部分についてのヘッジのためのスワップ取引をやるとかございまして、実際のところは毎月発行している条件の決定を26 日前後にしてございます。固定的ではないかというご指摘もあるところでございますけれども、この部分については、今後のMBS の発行の枠組みについて、②に書いてございますが、いわゆるワーキングチームの提言を受けまして、マスタートラスト方式という形の方向で見直していこうということでございます。

恐れ入ります。ブルーのファイルの48 ページをごらんいただけますでしょうか。言葉がマスタートラスト方式という言葉でわかりにくいかと思っておりますので、48 ページに絵をつけてございます。現行のMBS の個別のプールでございますけれども、これは毎月住宅ローンを買収します。その買収した債権、ローンプールを、MBS の発行の都度、その都度信託する形でございます。サブプールを幾つか集めて一体の信託として、単一の信託として大きい形につくって行って、プール全体の分散効果によりましてMBS の信用補完を行う。すなわちこの部分については超過担保という形で別途コストにのせる部分がございますけれども、その部分の低減を図れるのではないかという発行形式でございます。

恐れ入ります。また資料の9 ページにお戻りいただきまして、そういったマスタートラスト方式については、22 年度の導入に向けまして、現在機構の中で鋭意検討してございますけれども、こういった部分方式にいたしますと、いわゆるMBS の起債のところにつきましても弾力的な起債運営ができていくということでございます。起債運営の弾力化についても今後の課題だと認識してございます。

次の11 ページでございます。これは、ご指摘の趣旨は、金融安定化フォーラムからG7 へ報告書が出ておりまして、この4 月に出ているわけでございますけれども、サブプライム問題に係る金融市場の動揺を抑えるべく、どういう形で取り組めばいいのかという形で、この金融フォーラムからG7 に提言がなされております。その中で、格付会社に対し

まして、証券化商品、仕組債のような格付については、一般の社債、一般の債券と違った格付と明確に区分すべきではないかというような提言がございました。

当然のことながらアメリカで起きているサブプライム・ローン問題から来ている話でございまして、我が日本では安定的に推移していると考えてございますけれども、将来的に今後機構のMBSのスプレッドに影響してこないかというところでございます。この部分に関する取り組みとしましては、先ほどお話ししましたように、我々としては、もとより原資産のプールについては情報開示を的確に行っておりまして、投資家の皆様につきましては、これまでIRの内容を理解いただいておりますので、今のところ格付変更等々の問い合わせはございません。冷静に対応しているんだと思われま。

そうはいいましても、そういう状況がございまして、8月の下旬に予定しています投資家説明会ですとか個別のIRを通じまして、引き続き起債運営についてMBSの理解を図っていきたくてございまして、また②にございまして、日本証券業協会がこの3月に証券化商品の販売に関しますワーキンググループをつくってございまして、原資産の民間で出しますMBSの原資産の追跡可能性、トレーサビリティについての確保の検討がなされておりますけれども、我々が今、行っております情報開示の内容を含めまして、定型化、標準化できないかというようなところで、機構としても担当の部長が出席して、積極的に参画しているところでございます。

12ページの最後でございまして、今申し上げているような、機構としてやっております金融の専門的な業務のところになってございまして、人材育成につきましてどうなっているのかというご質問でございました。当然のことながら、我々としては内部の人材育成、この部分については重点的な課題と認識してございまして、民間金融機関等への派遣研修等々、いろいろこういった取り組みをしてございまして、さらには外部から専門性の高い人材を中途採用することも含めまして検討しているということでございまして、いずれにしましても、職員の専門性を今後向上することについては重点的に取り組んでいきたいと考えてございまして。

長くなりまして、申しわけありません。以上でございまして。

【委員】 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。どうぞ、お願いします。

【委員】 団体信用生命保険について幾つかお尋ねしたいんですけども、5ページのところの5番です。財務諸表のところでもご説明あったと思うんですが、長期安定的な制度

の構築、維持をするために料率の見直しが検討されているということなのですが、具体的に今の料率からどのくらいというのが、もし、今の段階でわかれば教えていただきたいのと、その際に、先ほど旧勘定については赤字は徐々に解消されている。旧勘定とフラットの勘定を全く分けているというご説明を聞いて、ただ、団信の部分は全く別で、フラットと旧勘定は一緒に考えなくてはいけないものなのか、それともやはり積立金の取り崩しが発生するのであれば、思い切ってフラットと旧勘定を、団信を分けるということが、果たして可能なかという点と、あと3つ目が、料率を見直しするに当たって、今までの団体信用生命保険をそのままコストの削減とかというのではなくて、今、有配当の保険だと思うんですが、これを無配にすることによって保険料というのは下げられると思うんですけども、そういったことは検討されているのか。この3点、お願いします。

【住宅金融支援機構】 まず、料率の見直しの検討でございますけれども、今の段階で確たる数字でこれくらいということをお示しできる状態にはございませんので、そこはお許しをいただきたいと思います。ただ、今後の事業量ですとか、あるいは今の加入者の方の状況ですとか、そういったものを考えながら慎重に検討しているという状況でございます。

それから、団信自体はローンとは全く異なる保険という商品でございますので、今の事業の勘定の分け方としては、ローンは既往債権管理勘定と、それから新しい証券化支援勘定というふうにしておりますけれども、団信自体につきましては、いずれにしてもローンをお借りになる方がお亡くなりになったときに、その債務を弁済するためにお入りになるという基本的な性格は同じでございますので、同じ商品として提供させていただいているということで、勘定としては別の勘定になっているということでございますので、その部分は、考え方としてはそういう形になっているということでございます。

それで、今ご指摘になりました有配当か無配かというところにつきましては、正直申しまして、今、そこまで精密に検討しているという状況でございますけれども、当然検討する中で、いろいろな可能性を検討する中に、そういったコストの引き下げ、これは業務運営費用の削減、そういったことも当然あると思いますけれども、そういったことも含めましていろいろ検討する中に入れさせていただければと思います。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 他にいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 大きく分けて2点ございまして、そのうちの1つはコメントで、先ほどの財務諸表のときにも何人かの委員の方から出たことですが、先ほどの機構さんからの説

明を伺いますと、まさに証券化業務というのが、大げさではなくて、機構の存続をかけたビジネスになると思いますが、なかなか借りてもらえないという現状があります。ニーズはあるとおっしゃいましたけれども、じゃあ、なぜそれが顕在化しないのかというあたりの分析をきちんとして、対策を立てていただきたいと思います。先ほどの補足資料の人材育成のところ、専門的な、いわゆるファイナンス、金融工学の人材育成というのも大切だと思いますけれども、やはり最終的には住宅ローンを借りる人を相手にすると、かなり泥臭い営業もやらなければいけないような気がいたしますので、そのあたりの人材育成とかいうのもあわせて考えていただければと思います。これはコメントです。

それからもう1点目は質問なんですけれども、先ほどもご質問が出ましたけれども、いわゆる特定関連会社3社ございますけれども、機構は出資機能を持っていないとおっしゃいましたが、まず1点目が、じゃあ、どこが出資しているのかというのが1点でございます。それから、それに関連しまして、先ほどもおっしゃいましたように、随契を一般競争入札のほうにどんどんシフトしていく努力をなさっているというお話でございますけれども、特にシステム関連の会社とサービサーについては、この2社の売上高のほとんどは機構さんからの発注分で占められております。かつ、システム関連の会社の方は、機構さんが出していられる契約は全て随契です。この点は、やはり今のご時世から見ますとなかなか風当たりが強いのではないかと思いますので、このあたりもご説明していただければと思います。

【住宅金融支援機構】 先ほどの特定関連会社のところでございます。まず、エイチ・ジー・エスの出資でございますが、エイチ・ジー・エスの出資の5割がHS情報システムズでございます。それから、残りの3割ぐらいは首都圏建物管理でございます。それからHS情報システムズでございますけれども、5割近いところがエイチ・ジー・エスでございます。それから、残りのところについては松榮建物という会社でございます。住宅債権管理回収機構でございますけれども、ここは、エイチ・ジー・エスが44%、それからHS情報システムズが25%弱、あとはもろもろのところでございます。

今ご指摘のとおり、実際の随契の金額の中の、私どもの契約で金額的に多いのは金融機関に委託しています委託手数料の部分がございます。その部分と情報システム関係、それからサービサー委託、こういったところが確かに主要なところでございます。特にシステム関係につきましては、私どものシステムの足回りも含めて、競争性のある契約にどう持っていくかというのもございますけれども、企画競争のような形で提案していただくよ

うな形の契約形態に変えていこうというようなところで考えてございます。

それから、コメントということでもございましたけれども、人材育成で、特に回答はいいのかもしれませんが、ご指摘のとおり、先ほどの別冊の資料の12ページの③に、当然のことながら金融関係のスペシャリストだけではなくて、人材におけます人材育成の5分野に分けてございまして、商品開発関係とリスク管理関係、それからマーケティング、マーケティングの部分で営業関係を強化しようと、人材のキャリアプランも今、考えてございます。こういった部分について、5分野重点的にキャリアパスポートをつくって人材育成をしていきたいと考えてございます。

【委員】 ありがとうございます。特定関連会社のところ、もう少しわかりやすい資料をつくっていただけて出していただくといいかなと思いますので、それは多分ご専門の方が見ると、すぐわかると思いますので、整理していただきたいと思います。

それで、持ち時間がなくなってきたので、次の評価調書の話も聞いて、それで最後に質問させていただいてというふうにしたらどうかと思います。議事進行上、そういう形にさせていただきたいと思いますので、役員の方は退席をお願いいたします。本来とも言うべき実績の評価調書についてのご説明ということになりますので。

(機構役員、退席)

【委員】 それでは、事務局からお願いします。

【事務局】 業務実績評価調書の事務局（案）を説明いたします。国土交通省の企画専門官の〇〇です。よろしくお願いします。

資料の3-2と3-3を用いてご説明いたします。まず、資料3-3の1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。まず、業務実績評価については、大きく2つの項目に分けて評価をすることになっております。今、お開きいただいている資料が個別項目ごとの認定をする資料でございます。もう1つ大きな2つ目として、総合的な認定というのがこの資料の後ろの方についております。

最初の個別項目ごとの認定でございますが、1ページ目の表に4列あります。左側の2列が、先ほどの機構からの業務実績報告書の項目と同じように、中期計画、平成19年度の計画が記してございます。その次の欄に、評定結果ということで数字が入っております。この数字の意味につきましては、その資料の22ページの枠外に記しておりますが、例えば4点というのが「優れた実施状況にあると認められる」、2点というのが「概ね着実な実施状況にあると認められる」、3点というのが「着実な実施状況にあると認められる」、こ

のような意味になっております。そして、その評定結果の隣に評定理由を簡潔に説明しているところがございます。

時間もありませんので、簡潔にご説明いたしますが、資料3-2をご覧いただきたいと思っております。3-2に評点結果の一覧をお示ししております。右側が評定結果の点数でございます。その2つ隣のところに1から35まで数字が書いてありますが、これが項目の数でございます。全部で評価項目が35ありまして、評点の結果は4点について6項目、3点について25項目、2点について4項目を記しております。どういう項目に4あるいは2を付したかにつきましては、総合評定の中でその骨子についてご説明したいと思います。このような評定点数をつけた結果、総合的評定については、資料の23ページをお開きいただきたいと思っております。23ページの左上に総合的な評定とありますが、先ほどの点数の評定について、一定の算式に基づいてこれを計算しますと102となります。仮にすべて3点をつけると100ということになりますが、今回の評定の案としては102となります。したがって、「極めて順調」から「要努力」という4段階の評価の中で「順調」という評価をするというのが原案でございます。

具体的な総合評価については、その下に記述をしております。ここには、大きく3項目まとめております。まず1つ目が、法人の業務の実績ということで、主に先ほどの個別の点数をつけた4を中心にこのあたりに記述をしております。骨子について、ご説明いたします。まず、ポツの1つ目ですが、買取型における返済期間に応じた金利設定あるいは保証型における借りかえ融資の対象あるいは融資率上限の見直しを行った結果、実績が向上しているということであります。2番目のポツですが、特に保証型については業務提携金融機関数が、これまでの1機関から4機関まで増加しているということで、民間独自の証券化を下支えする仕組みとして、今後とも活用されるということが2番目です。3番目として、投資家向けに情報発信、広報活動を行い、例えばホームページにおいてMBSの裏付け債権の情報を詳細に公表するなど、そういうような広報活動をした結果、MBS市場の拡大、効率化、ひいては住宅ローンの貸し出し原資が安定して調達可能な環境の整備が実現できたということであります。なお、この項目については、〇〇委員から表現適正化すべきとの意見が提出されておまして、これは別紙として添付してございます。次に、ポツの4番目ですが、災害復興等の直接融資の分野については、民間では取り組みが困難という分野については着実に実施いたしました。例えば平成19年の新潟県中越沖地震、あるいは先般の岩手・宮城内陸地震においても対応しております。さらに住宅関連情報提

供業務についても、ホームページのアクセス件数など評価が得られている状況にあります。

次に、2番目の項目ですが、これは課題・改善点、業務運営に対する意見等ということで、評価で2をつけた項目などが記述しているところでございます。まず1番目ですが、低利長期・固定金利の住宅ローンの安定的供給に向けては、規模の経済、発行方式の合理化による証券化コスト低減が肝要ですが、マスタートラストの導入等、さらに消費者の利益の増進を図る必要があるというのが1点目です。2点目ですが、住宅融資保険制度については、19年度にモニタリング体制等は整備したわけですが、引き続き付保割合等に応じた保証料率の設定等の制度改善を今後早急に図る必要があるというのが2点目です。3点目ですが、直接融資業務については、融資決定までの標準処理期間内の処理に向けて、さらなる迅速化が必要だということであり、4番目ですが、団体信用生命保険等業務については、加入者の平均年齢が上昇しておりますので、今後の安定的な制度の維持に向けて、保険料率のあり方を早急に検討して、必要な見直しを行う必要があるということでもあります。

次に3番目の項目ですが、その他推奨事例等ということで、年度計画には直接具体的な記述のない項目を中心に記述をしております。まず1番目ですが、これは、組織、業務運営の効率化ということで、この項目に入れておりますけれども、一般管理費等については、中期計画上想定しているペースを上回るペースで達成しているということでもあります。2番目が、CS行動指針、内部統制基本方針、こういうような独自の取り組みがなされたということでもあります。3番目のポツですが、高齢者が持ち家を賃貸化して、他の住宅へ住みかえる場合の資金調達については完済時の年齢要件を緩和するなど、これは20年度から措置するということが決定しておりますが、このような新たなニーズへの対応をしたということもございます。4番目ですが、個人情報に係る事故等については、原則すべて発表しているということで、経営に緊張感を持たせる姿勢は評価できる。こういうような項目について、3番目として整理しております。

私からの説明は以上です。

【委員】 ありがとうございます。本来なら評価項目35についてすべて個別にご意見を伺うということをするべきだと思うんですけども、まずパブリックコメントにかけるというのが前提です。ですから、今日頂いたご意見を踏まえてパブリックコメントにかけて、もう一回、次回に議論ができるという前提で進めてよろしいんですね。ですから、今日の時点でもちろんご意見頂ければありがたいんですが、パブリックコメントの期間中でも結

構ですので、ご意見頂いて、それを踏まえて最終結果に持っていく、そういうやり方で構いませんね。そういうことですので、もし今日の段階でどうしてもというご意見があれば、お出しいただきたいと思いますが、どうぞ。

【委員】 1つだけ。証券化支援の業務が、先ほどから見ていますと、まだまだ伸びていないわけですが、ここを見ると、ほとんどそれが反映されていないように感じるんですが、どこかが悪いから、やはり証券化支援が進んでいないような気がするんですが、そういう評価じゃなくてよろしいのでしょうか。保証型とか買取型が伸びていないということは、やはりどこかがまだうまくいっていないから、目標が達成されていないような気がしまして、そうだとすると、もう少し悪い点をつけておいたほうがいいのかというのが個人的な意見なんですけれども。

【委員】 どうぞ。

【事務局】 企画専門官の〇〇ですけれども、評価する際の視点といたしまして、制度を利用する機関数、これが制度の普及や活用の促進を計る上で一番重要な指標であるという考え方と、もう1点は、MBS市場に参入してくる投資家数、これもMBS市場の拡大、効率化に関する指標となると考えております。業務実績の報告にありました通り、保証型の利用機関が増大したこと及び29の投資家が新たに参入した点につきましては、制度の改善ですとか、投資家向けの情報提供の効果を示していると前向きの評価をしております。結果としてMBSの市場に占める機構債のシェアというものも投資家の信任を得て、冒頭の理事長のごあいさつにもありましたように、約7割という形でプレゼンスが非常に高まっているということは、長期固定ローンの安定的供給を支援するという役割を市場の信任を得て着実に果たしていると評価されるべきと考えております。ただ、全体として変動金利型ですとか当初10年固定型のシェアが、金利情勢の影響で大幅に大きくなったために証券化支援の対象となる長期固定型の住宅ローンの供給量が伸びていないことが、フラット35の実績の低迷の主要原因であります。したがって、長期固定型住宅ローンのニーズに民間金融機関が対応できるよう支援するという点では、制度を利用する金融機関数や投資家の参入によりMBS市場でのプレゼンスが高まっていることなどをもって十分に評価に値するのではないかという観点から原案のような評価といたしております。

【委員】 多分〇〇委員のご質問、そういうことをやっても、まだ隙間が随分ありますよねというところをどう表現するかということだと思うので、ここはこの中に入るかどうかちょっとわからないんですけれども、考える余地があるかもしれませんね。

どうぞ、お願いします。

【委員】 評価の仕方の確認なんですけれども、資料3-3の22ページのところに評定理由と点数の説明があって、2点から5点は目標を達成したという中身ですよ。だから、目標を達成していない場合は1点しかあり得ないんですが、だから、それを、例えば今ご説明していただいたような努力とか、それ以外の中身でどの程度実質的に、1点はあんまりだろうとか、そういうふうな形で2点にしたり3点になったりとかするんでしょうけれども、最初に決めた基準によれば、この基準に従うということになるかと思うんですね。ただ、目標自体を必ず達成できるものに設定するということになっては、本末転倒になりますし、そうはいつでも、事前に多分合意して、あるいは押しつけられて、どの辺かわかりませんが、合意してスタートした目標値でしょうから、その辺は、もし「頑張った」ということが評価アップの理由になるのなら、どれだけ頑張ったかを評価指標にすべきで、やはりこういう目標にしたという前提で評価するしかないのではないかなと考えながら、今、お聞きしていたんですが、その辺はどうなんでしょうね。

【事務局】 数値目標で具体的に達成していない項目は1つございまして、評価調書でいきますと14ページの直接融資に関し8割以上を設定された標準処理期間内に処理するという内容について、賃貸住宅融資、高齢者住宅の改良融資等に関し8割を下回っています。ただ、実績報告書の9ページ以降にも記載してございますけれども、基本的に申請する際の手続きの不備で出戻り等があって達成ができなかったケースが多いなど、機構サイドに必ずしも一元的な責任があるわけではないことから、1点ではなく、2点に評価しております。残りの2点のところは、いずれも制度改善について検討していたことが計画されていたものについて、よりスピードアップを促すという点で、どちらかといいますと制度改善を急いでやっていただきたいという意図も込めて、やや厳し目に2点としている項目がほとんどでございます。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 よろしゅうございますか。

【委員】 今、標準値と申し上げたのは、数値という意味ではなくて、今、〇〇委員がおっしゃった、何かもうちょっときちんと評価したらどうかというご意見に応じて、目標値という、値という言い方をしてしまいましたけれども、本来の趣旨に沿った評価をすべきではないのかという意味で、今、申し上げました。要するに、我々から見て、本来の趣旨であることを達成しつつあるのかどうか、5年間で達成できる見通しで、この1年を多分

評価すべきだと思うので、そういう意味で申し上げました。失礼しました。

【委員】 中期目標があって、それに対して達成すると。それに対して、今、どういうステップにあるかということを見なければいけないというご趣旨だと思いますので。それから、〇〇委員の、必ずしもこれにきちっとはまるような項目がないかなと思いつながら聞いていたんですけども、後出しでつけるわけにもいかず、何か……。

【委員】 何かこれを見ると、ほとんど非常にうまくいっているに見えるんですが、全般のお話ですと……。

【委員】 どこかにコメントをつけるかでしょうね。

【委員】 やはり証券化業務はこれから頑張らないといけないという。

【委員】 総合評価のどこかに入れておきますかね。

【委員】 何かどこかに入っておくといいんじゃないか。

【委員】 心配だというご意見がちらちらあるので。

【委員】 努力のところは、非常に正しいと思うんですけども。

【委員】 努力はしても、結果が出てこないじゃないですかという話がありますよね。

【委員】 結果が出てこないと。

【委員】 今の〇〇委員がおっしゃったことは、私も賛成で、マーケットが悪いからというのは、民間企業ではやはり通用しないのではないかと思います。機構さんは民間企業ではございませんけれども、通用しない理屈だと思うので。例えばこういう商売をやっていたら、ここまでやるのは当たり前だろうというところよりも、これを拝見したら、何となく甘いんじゃないかという気がするんですね。ですから、4点をおつけになっているところも、ほんとうに営業やっているんだしたら、それぐらいうるのは当たり前で、3点ぐらいにしておくとかいうところも、私はあるのではないかなと思うんですね。

【委員】 具体的にどこにおっしゃっていただくと、対応が楽なんですけれども。

【委員】 具体的に申し上げてよろしいなら、いわゆるIR活動でMBSの投資家を拡大しているところが、たしか4点というのがあるんですけども、私は、ある意味では、これは4点まで。まさに結果が出ないということも見ますとですね。

【委員】 8ページのところですね。

【委員】 はい。それは、何か3点でいいのかなという気が。そうすると、機構さんの方でやる気をなくされると困るんですけども、やはりこの評価というのは、受け取った側が、あ、そうだというふうにもう一回自己点検をしていただく契機となるべきものと思

うので、その意味から、この点については、前から4点は高過ぎるかなというふうに思っていました。

【委員】 次回にまとめるまでに、まだ時間がございますので。そういうようなご意見も個別に事務局に伝えていただくことで、きょうはまとめておきたいと思うんですけども。いずれにしてもパブリックコメントに付すという作業がありますので、どういう形で付すかということを含めて少し考えなければいけませんから、これは事務局と相談させていただくということをお願いしたいと思います。

ほかに事務局ございますか。そのやり方で大丈夫ですか。

【事務局】 ございません。

【委員】 それでは、一応パブリックコメントをするということで、次回もう一度お集まりいただいて確定ということになりますので、それまでにご意見いただいても大いに構わないと思いますので、そういう扱いで、今日は終わりたいと思いますが。

では、結びをお願いします。

【瀬口民間事業支援調整室長】 長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございました。本日の審議内容につきましては、冒頭に申しあげましたように、議事録を作成の上、委員の皆様にお諮りいたしまして公表することにさせていただきます。

次回でございますが、7月28日の15時から、本庁舎の11階の特別会議室において開催させていただく予定といたしております。議事は、本日ご審議いただきました19年度の事業実績評価につきまして、及び役員の退職金に係る業績勘案率につきましてを予定いたしております。詳細につきましては、また後日事務局よりご案内申し上げさせていただきます。

以上をもちまして、第5回独立行政法人評価委員会の住宅金融支援機構分科会を終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

【村本分科会長】 遅くまでどうもありがとうございました。すみませんでした。

— 了 —